

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 2 9 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
人 事 課	<p><b>【改正の趣旨】</b>  職員誰もがいきいきと働き続ける職場づくりを推進するため、部分休業を取得することができる子の年齢を引き上げるとともに、一定の要件に該当する非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件について規定するため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p><b>【改正の条例】</b>  ・ 職員の育児休業等に関する条例</p> <p><b>【関係法令】</b>  ・ 地方公務員の育児休業等に関する法律  ・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律</p> <p><b>【改正の内容】</b>  ・ 育児休業をすることができる非常勤職員を規定（第 2 条関係）  ・ 非常勤職員の育児休業をする期間等（第 2 条の 2 の 2 及び第 2 条の 2 の 3）  ・ 非常勤職員の部分休業に係る規定（第 1 6 条、第 1 7 条、第 1 8 条）  ・ 部分休業の期間延長の規定（第 1 7 条の 2）  ・ 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備（第 2 1 条）  ・ 妊娠・出産（本人又は配偶者）の申し出をした職員に対する周知・意向確認の措置（第 2 0 条）</p> <p><b>【施行期日】</b>  令和 4 年 4 月 1 日</p>